

### ③認定を受けるための申請書類及び添付書類一覧（絶対値基準）

提出書類リスト		参照ページ
①	認定申請書（第十三号様式）	82
②	寄附者名簿（※1）	83
③認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	84～85
二 号	認定基準等チェック表（第2表）	97～98
三 号	認定基準等チェック表（第3表）	101～102
	役員等の状況（第3表付表1）	103～104
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	105
四 号	認定基準等チェック表（第4表）	106～108
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	109
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	110～111
五 号	認定基準等チェック表（第5表）	112～113
六 ～ 八 号	認定基準等チェック表（第6,7,8表）	114～115
	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書（※2）	—
	都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（※3）	—
	欠格事由チェック表	116～117
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	118

共通書式

※1 事業年度ごとに当該申請に係る NPO 法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類（法 45①一）

※2 国税の滞納処分にかかる納税証明書：納税証明書「その4」

※3 千葉県：千葉県県税条規則 40 号様式（その2）

（注）提出前に、提出書類チェック表で書類（127 頁）の確認をお願いします。

第十三号様式（第十九条）

認 定 申 請 書

千葉県規則で定められた様式ど  
おりに作成

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇〇 △丁目〇番地〇  
特定非営利活動法人〇〇〇〇  
理事長 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧」に掲げる書類を添付してください。

# 寄 附 者 名 簿

閲覧対象外書類

特定非営利活動法人〇〇〇〇

事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
------	----------------------

事業年度ごとに作成

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
千葉 太郎	千葉市中央区中央1丁目1番	30,000円	2018・4・10
千葉 太郎	同上	20,000円	2019・1・23
千葉 花子	千葉市中央区中央1丁目1番	5,000円	2018・12・15
財団法人〇〇〇〇	千葉市〇〇区〇〇△丁目×番	3,000,000円	2018・7・3
		円	・
		円	・
同じ人（企業等）から複数回の寄附を受け取っている場合は、名寄せをして、受領年月日ごとに記載。寄附者と生計を一にする者についても名寄せをし、各人ごと、受領年月日ごとに記載。			
		円	・
		円	・
匿名寄附金	10件	400,000円	・
少額寄附	20件	10,000円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
		円	・
合 計		4,300,000円	/

氏名が明らかでない場合は「匿名寄附〇件、合計〇〇〇円」として、合計金額と受領年月日を記入。  
 1,000円以下の場合は「少額寄附〇件、合計〇〇〇円」として上記と同様に記入。

(注意事項)・

- ・ 初回の認定申請時にのみ記載及び添付が必要です。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（法54②）。
- ・ 欄が足りない場合は、適宜追加してください。

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇〇〇	実績判定期間	2018年4月1日～2020年3月31日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること			チェック欄
【留意事項】			
1 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。			
2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。			
3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。			

実績判定期間内の各事業年度		①	②	③	④	⑤
		自	2018年4月1日	2019年4月1日	年 月 日	年 月 日
	至	2019年3月31日	2020年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である		はい <u>いいえ</u>	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
  - 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
  - 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数(※)	①	②	③	④	⑤	合計	
		96人	126人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \quad 222人 \quad \times \quad 12}{B \quad 24月} = \boxed{111人} \geq 100人$$

100人以上であることが必要

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が2020年6月に申請書を提出する場合、認定を受けたことのない法人については、実績判定期間が2018年4月1日から2020年3月31日となります。
  - ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
  - ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数(※)の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㊸」から「㊹」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上である場合は下欄の「はい」、100 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項に御注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数(※)を、「㊸」から「㊹」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。